

# 「ねんきん特別便」の送付について

住民課 内線326  
小田原社会保険事務所 ☎22-1391(代)

現在、社会保険庁では基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の年金記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、基礎年金番号と結びつく可能性がある記録が出てきた方に、12月下旬から「ねんきん特別便」を送付しています。

「ねんきん特別便」が届いた方は、「年金記録のおしらせ」をご覧になり、記載漏れや誤りがなければ確認してください。記載漏れや訂正などがありましたら、同封の「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。再度、社会保険庁で調査し、その結果を後日お知らせします。また、年金受給者の方は、「年金加入記録照会票」と年金証書を持参し、小田原社会保険事務所にお越しください。社会保険事務所へ来所できない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。社会保険事務所で記録の確認を再度行い、年金額が変更になる場合は、年金額の改定手続きを行います。訂正などが無い場合は、「年金加入記録照会票」

から「確認はがき」を切り取り、「訂正がない」を○で囲み、提出年月日・氏名をご記入の上、返送してください。

また、今回送付対象ではない方のうち、年金受給者の方々へは4月から5月までの間に、現役加入者の方々へは、6月から10月までの間に順次「ねんきん特別便」を社会保険庁より送付いたしますので、お手元に届きましたらご自身の年金記録の確認をしてください。

「ねんきん特別便」に関してのご質問・お問い合わせは**ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555**まで。

※住所を変更された場合は、住所変更届を提出していただく必要があります。届がされていないと、「ねんきん特別便」やその他の社会保険庁からの通知が届かなくなってしまうので、ご確認をお願いします。年金受給者の方は、住所変更届のはがきが役場住民課にありますのでご利用ください。

## 住民基本台帳カードを作いませんか ~~身分証明書としても使えます~~

住民課 内線321~323

住民基本台帳カード（通称：住基カード）は、高度な安全確保機能を持つICカードで、ご本人からの申請に基づき発行しています。顔写真付きの住基カードを取得すれば、公的な身分証明書として利用できます。

今後、顔写真付きの身分証明書が必要になることが増えてきます。金融機関や役場窓口などでの申請時に公的な身分証明書の提示が必要となり、そのような時に、運転免許証などが無い人は住基カードを持っていると便利です。

### 【身分証明書として利用できる例】

- ・金融機関の窓口で10万円を超える振込みをするとき
- ・銀行などで口座を開設するとき
- ・パスポートの申請をするとき
- ・郵便局窓口で書留郵便を受け取る時
- ・携帯電話を新規購入するとき など

### 【取得方法】

役場住民課の窓口へ、必要書類(パスポートなど)

を添えて申請してください。（交付手数料500円）

なお、ご希望の方は電子申告（e-Tax）などに見える電子証明書の取得手続きも同時に行えます。詳しくは、住民課へお問い合わせください。



写真付カード(原寸大)